

燃料デブリ等の非破壊計測技術開発に関する労働者派遣契約

仕様書

## 燃料デブリ等の非破壊計測技術開発に関する労働者派遣契約 仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、令和7年度開始「廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金」に係る補助事業（燃料デブリの性状把握のための分析・推定技術の開発（燃料デブリ等の非破壊計測技術の開発））において、原子力科学研究所・原子力基礎工学研究センター・原子力センシング研究グループが実施するアクティブ中性子法による燃料デブリ等の非破壊計測技術の開発において、技術開発に必要な試験、解析、設計、装置の整備や保守などに関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

### 2. 業務内容

アクティブ中性子法による燃料デブリ等の非破壊計測技術の開発に係る下記の業務。なお、業務遂行上必要と認められる場合は、出張を行う。

#### (1) 非破壊計測技術の要素試験に関する作業業務【派遣労働者I及びII】

- ① 中性子発生装置の保守・維持・管理に関する作業
- ② 中性子検出器システムの保守・維持・管理に関する作業
- ③ ガンマ線検出器システムの保守・維持・管理に関する作業
- ④ 中性子発生装置や中性子源、ガンマ線源を用いた核物質及び模擬試料測定試験に必要な核燃料及びRI試料などの準備、保守管理作業
- ⑤ 試験に係る試験部材などの整備、保守管理、及び廃棄に関する作業
- ⑥ 核物質、RI試料及びそれらを模擬する試料を用いた測定試験作業
- ⑦ 試験に係る書類の作成や提出作業
- ⑧ 試験で得られるデータの整理及び報告書作成補助
- ⑨ 上記の試験などを実施するために必要な作業責任者及び作業担当者、作業員としての作業

上記①-⑥、⑨の業務に関しては、放射線管理区域内における業務を含む。

#### (2) シミュレーション解析業務【派遣労働者I】

- ① PHITSまたはMCNPなどのモンテカルロ計算コードを用いた、アクティブ中性子法に基づく非破壊計測法のシミュレーション解析
- ② シミュレーション解析に係る書類の作成

#### (3) 試験装置や治具の設計、製作業務【派遣労働者II】

- ① CADなどを用いた試験装置及び治具の設計、参考図面及び関連した書類の作成
- ② 試験装置及び治具の組み上げや据え付け、それに付随する調整

#### (4) 試験装置、設備類の整備、点検、保守管理、及び安全衛生管理業務【派遣労働者I及びII】

- ① 試験に利用される装置や設備類の整備、保守管理、点検作業
- ② 安全衛生管理に関する書類作成と提出、調査及び教育訓練の管理などの作業

上記①の業務に関しては、放射線管理区域内における業務を含む。

#### (5) 付加的業務

上記(1)～(4)に付随する業務について、機構との協議により定められた業務。

### 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

#### (1) 派遣労働者の基本的要件

システムなどの基本的操作が可能で、ワード、エクセル、パワーポイントなどの各種アプリケーションソフトを活用して、事務処理、数値計算、データ整理、資料作

成、情報収集などを出来る者とする。

1. Microsoft ワードやエクセルにより書類の作成及び印刷などの操作が可能で、Microsoft エクセルについては関数を用いた表計算及びグラフ表示を実施できる。
2. Microsoft Edge などのブラウザにより Web ページの閲覧が可能で、研究開発に必要な情報を収集できる。
3. Adobe Reader などの PDF 閲覧ソフトにより PDF ファイルの閲覧、印刷などの操作ができる。

(2) 技術的要件

- ① 放射線管理区域において放射線作業従事者として核燃料、RI 試料を用いた放射線測定試験の経験を有していること。【派遣労働者 I 及び II】
- ② 中性子発生装置、または中性子線源、ガンマ線源を用いた放射線検出器の校正や信号測定の経験を有すること。【派遣労働者 I 及び II】
- ③ PHITS または MCNP などのモンテカルロシミュレーションを実施した経験を有すること。【派遣労働者 I】
- ④ CAD を用いて研究開発に必要な装置、治具の設計業務の経験を有していること。【派遣労働者 II】
- ⑤ 床上操作式クレーン取扱い業務の特別教育を受けていること。【派遣労働者 II】

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、さまざまな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・ 中性子発生装置や放射線源、及び放射線検出器を用いた比較的高度な計測作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・ 特定の専門知識や経験に基づき、放射線作業及び通常の作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・ 指示された試験装置の維持管理作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・ 個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I ・ II 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・ 役職なし。

4. 組織単位

原子力科学研究所 原子力基礎工学研究センター

原子力センシング研究グループ

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

原子力基礎工学研究センター 原子力センシング研究グループ居室及び実験室、

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

TEL : 029-282-5341

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の

就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 原子力基礎工学研究センター

原子力センシング研究グループリーダー

TEL：029-282-6211

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から 17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から 13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 人材開発部 職員

11. 派遣人員

2名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他必要となる書類

#### 14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 燃料サイクル安全工学研究施設の BECKY 実験棟に従事している際に、非常事態が発生した場合は、BECKY 実験棟責任者の指示に従うものとする。
- (3) 安全基礎工学試験棟に従事している際に、非常事態が発生した場合は、安全基礎工学試験棟責任者の指示に従うものとする。
- (4) 原子力規制委員会規則第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

以上